

○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

(平成 27 年 12 月 24 日条例第 57 号)

改正 平成 28 年 12 月 26 日条例第 46 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 5 号
令和元年 7 月 1 日条例第 1 号 令和 3 年 3 月 26 日条例第 16 号
令和 3 年 10 月 13 日条例第 43 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例をここに公布する。
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号（法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）の利用、法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報（法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用等)

第 2 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第 1 の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務
 - (2) 県の執行機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務
- 2 別表第 2 の左欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 県の執行機関は、第 1 項第 2 号に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用をする場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる県の機関（以下「情報照会機関」という。）が、同表の第3欄に掲げる県の機関（以下「情報提供機関」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条並びに別表第2の2の項から9の項まで及び別表第3の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年12月26日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第3条第1項並びに別表第3の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月13日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

執行 機関	事務
1 知 事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する高等学校等（私立のものに限る。以下「私立高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する就学支援金（同法第 5 条第 1 項に規定する受給権者に支給するものを除く。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 知 事	私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 3 号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3 知 事	私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4 知 事	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校の専攻科（私立のものに限る。以下「私立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等専攻科に在学する生徒に対して交付する就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 知 事	私立高等学校等専攻科（学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び 13 の項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 知 事	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）に対し生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 知 事	療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

8 知事	肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）第 15 条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和 23 年熊本県条例第 18 号）による授業料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条第 1 号に掲げる高等学校（公立のものに限る。以下この項において「公立高等学校」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校に在学する生徒等に対して交付する学び直し支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条に規定する高等学校等（私立高等学校等及び同条第 3 号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下「国公立高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	学校教育法第 1 条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立高等学校等専攻科並びに国及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下「公立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例（昭和 47 年熊本県条例第 27 号）による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2(第 2 条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

1 知 事	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳の交付に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知 事	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及び熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）による県税の賦課徴収並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
3 知 事	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
4 知 事	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
5 知 事	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
6 知 事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
7 知 事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
8 知 事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
9 知 事	私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条第3号に掲げる特別支援学校の高等部を除く。以下この項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 外国人に対し生活保護法に準じて行われる保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給

		付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
10 知 事	外国人に対し生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報

別表第3(第3条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知 事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定めるもの
2 知 事	外国人に対し生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報のうち教育委員会が保有するもの 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（同法による経費の支弁を除く。）に関する情報であって規則で定めるもの
3 教 育 委 員 会	国公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国公立高等学校等に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	知 事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

4 教 育 委 員 会	熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	知 事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人保護関係情報であって規則で定めるもの